

公平委員会規則第4号

令和4年3月11日

職員団体の登録取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川地区公平委員会

委員長 西田 一 男

(別 紙)

職員団体の登録取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録取消しに関する口頭審理の手続に関する規則（昭和41年公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「署名押印」を「署名」に改める。

第7条第1項中「行ない」を「行い」に、「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。